

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和元年度決算（食料安定供給特別会計）

【農業経営安定勘定】

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
食糧管理勘定より受入	92,029	農業経営安定事業費	224,873
一般会計より受入	82,251	事務取扱費業務勘定へ繰入	38
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	25,744	予 備 費	—
雑 収 入	34		
前年度剰余金受入	103,472		
合 計	303,532	合 計	224,912

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）……………82,251百万円

（予算に計上した繰入金の額）……………82,445百万円

（相違した理由）

予備費を使用しなかったこと等のため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）……………78,620百万円

（剰余金が生じた理由）

農業経営安定事業において、農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金が対象農業者の収入減少幅が見込みを下回ったことにより、本交付金の支払が少なかったこと等のため。

（剰余金の処理の方法）

農業経営安定勘定に生じた剰余金については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により同勘定の令和2年度の歳入に繰り入れた上で、翌年度の農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金等の財源に充てることとしている。

【食糧管理勘定】

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
食 糧 売 払 代	309,689	食 糧 買 入 費	299,938
輸 入 食 糧 納 付 金	549	食 糧 管 理 費	23,686
一 般 会 計 より 受 入	89,000	交 付 金 等 他 勘 定 へ 繰 入	101,241
食 糧 証 券 収 入	97,000	融 通 証 券 等 事 務 取 扱 費	0
雑 収 入	12,746	一 般 会 計 へ 繰 入	
前 年 度 剰 余 金 受 入	23,139	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	90,000
合 計	532,124	予 備 費	—
		合 計	514,866

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) …………… 89,000百万円

(予算に計上した繰入金の額) …………… 89,000百万円

- ・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(証券発行収入金の額) …………… 97,000百万円

(予算に計上した証券発行収入金の額) …… 317,470百万円

(相違した理由)

麦の買入費が予定より少なかったこと等により、食糧証券の発行残高が予定より少なかったため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) …………… 17,257百万円

(剰余金が生じた理由)

食糧管理勘定においては、年間を通じて随時米麦の売買を行っており、その資金繰りは、売却収入をもって次回の買入れのための財源に充てることを原則として、なお不足する場合には食糧証券を発行して、会計外から現金を借り入れて資金を手当てしている。

食糧管理勘定で生じる決算剰余金は、決算（3月31日）をまたぐ売却・買入があることから、「通常の資金繰りの過程で年度末に一時的に生じる手持資金」を決算剰余金として計上したもので、翌年度当初の米麦の買入れのために必要な財源として使用するものであり、いわゆる通常の「余裕資金」ではない。

令和元年度決算における剰余金については、年度内において支払った食糧買入費等の支出に対して、食糧売払代等の収入が多かったことが主な要因である。

(剰余金の処理の方法)

食糧管理勘定に生じた剰余金については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れた上で、翌年度当初の米麦の買入費等の財源に充てることとしている。

(調整資金の残高(令和2年3月31日))………… 146,008百万円

(調整資金の目的)

「特別会計に関する法律」第133条の規定により食糧管理勘定の運営の健全化を図るために食糧管理勘定に設置された調整資金は、食糧管理勘定で生じた損益と業務勘定から移し整理された損益を整理する機能を持ち、必要に応じて一般会計から必要額を受け入れることにより、食糧管理勘定の赤字繰越しを行わないこととしている。

なお、各年度末の調整資金残高は、年度末に国が備蓄や日常的に行う売買のために在庫として備蓄・保有する米麦(外国への貸付米を含む)の市場価格による評価額等の資産から食糧証券発行残高等の負債を差し引いて得た額を表したものであり、現金で保有しているものではない。

(調整資金の水準)

各年度の予算編成において設定する年度末の調整資金の水準は、主要食糧の需給及び価格が年度の途中において随時変動することを考慮して、米麦の売買等に係る食糧管理勘定の赤字繰越しが生じることのないよう決定している。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(米麦の売買)

国内米については、買入183玄米千トンと、売却170玄米千トンを実施
輸入米については、買入768玄米千トンと、売却729玄米千トンを実施
輸入小麦等については、買入4,977千トンと、売却4,977千トンを実施
輸入飼料については、小麦148千トン、大麦3千トンの買入及び売却を実施

【参考：品目（米・麦）別の決算額】					(単位：百万円)				
〈歳入〉					〈歳出〉				
食糧売払代		309,689	食糧買入費		299,938				
(米等)		43,157	(米等)		111,186				
(麦等)		266,532	(麦等)		188,752				
輸入食糧納付金		549	食糧管理費		23,686				
(米等)		164	(米)		19,149				
(麦等)		384	(麦)		4,537				

【農業再保険勘定】

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
農 業 再 保 険 収 入	72,487	農 業 再 保 険 費 及 交 付 金	59,608
再 保 険 料	1,164	賠 償 償 還 及 払 戻 金	1
一 般 会 計 より 受 入	53,994	再 保 険 金	18,993
前 年 度 繰 越 資 金 受 入	17,329	農 業 共 済 組 合 連 合 会 等 交 付 金	40,192
積 立 金 より 受 入	—	家 畜 共 済 損 害 防 止 事 業 交 付 金	421
雑 収 入	452	事 務 取 扱 費 業 務 勘 定 へ 繰 入	803
		予 備 費	—
合 計	72,940	合 計	60,411

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) …………… 53,994 百万円

(予算に計上した繰入金の額) …………… 54,156 百万円

(相違した理由)

業務勘定において事務取扱費を要することが予定より少なかったこと等のため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) …………… 12,528 百万円

(剰余金が生じた理由)

農作物共済及び畑作物共済において共済事故が少なかったこと等により、再保険金を要することが少なかったこと等のため。

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金12,528百万円から未経過再保険料（当年度に引き受けた再保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰り越す額：3,623百万円）及び支払備金（当年度の被害で年度内の支払に至らなかった再保険金に相当する額として繰り越す額：3,787百万円）を差し引くと5,117百万円の剰余を生じる。

この剰余金は、「特別会計に関する法律」第134条第1項の規定により積立金として積み立てることとした。

- ・令和元年度末における積立金の残高

(積立金の残高（令和2年3月31日）) …… 182,655 百万円

(令和元年度決算により積み立てる額) …… 5,117 百万円

(積立金の目的)

農業再保険事業等を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

積立金の水準に関しては、民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」

（平成8年大蔵省告示第50号）を参考に試算している。民間保険会社の健全性の基準を踏まえると、この水準が200%以上であることが望ましい。

(令和元年度末の積立金の水準)

再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝再保険金等の支払余力総額／
(通常の予測を超える危険に相当する額×1/2) ×100

①再保険金等の支払余力総額＝1,878億円(令和元年度決算処理後)

②通常の予測を超える危険に相当する額＝3,135億円

ア 一般保険リスク＝110億円(保険金基準リスク…その他の保険を適用)
(直近3年(H29～R1)の平均支払再保険金268億円×リスク係数41%)

イ 巨大災害リスク＝3,025億円(過去の再保険金等の支払実績等を基に算出)
(算定方法：総共済金額等×過去最大金額被害率×再保険割合(+年間超過損害分))

(a) 農作物共済＝9,408億円×23.1%(H5)×92.3%＝2,006億円

(b) 家畜共済＝16,627億円×4.9%(H5)×76.3%＝622億円

(c) 果樹共済＝782億円×6.6%(H5)×87.6%＝45億円

(d) 畑作物共済＝1,958億円×10.9%(H5)×74.5%＝159億円

(e) 園芸施設共済＝6,291億円×2.1%(H5)×57.5%+20億円(H16)＝96億円

(f) 農業経営収入保険＝4,008億円×2.6%(H26)×93.0%＝97億円

③再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝①/ (②×1/2) ×100
＝120%

※1 令和元年度末時点の数値を基に算出。

※2 単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

- ・ その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

- ・ 共済掛金率及び保険料率の算定根拠

「農業保険法」の規定により、農林水産大臣が定める共済掛金標準率及び保険料標準率を下回らない範囲で農業共済組合等が事業規程等で定めることとされている。

また、農林水産大臣が共済掛金標準率及び保険料標準率を定める際には、過去一定年間(農業共済：20年(一部3年)、農業経営収入保険：10年)の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

- ・ 共済掛金率及び保険料率を見直す仕組み

「農業保険法」の規定により、原則として3年ごとに見直すこととされている。

【参考：各共済等の歳入及び歳出決算の内訳】

(単位：百万円)

<歳 入>		<歳 出>	
再 保 険 料	1,164	賠 償 償 還 及 払 戻 金	1
(農 作 物)	1,018	(農 作 物)	0
(家 畜)	9	(家 畜)	0
(果 樹)	98	(果 樹)	0
(畑 作 物)	0	(畑 作 物)	—
(園 芸 施 設)	37	(園 芸 施 設)	0
一 般 会 計 よ り 受 入	53,994	再 保 険 金	18,993
(農 作 物)	8,085	(農 作 物)	4,301
(家 畜)	32,068	(家 畜)	9,814
(果 樹)	1,498	(果 樹)	1,618
(畑 作 物)	6,032	(畑 作 物)	1,616
(園 芸 施 設)	2,845	(園 芸 施 設)	1,642
(収 入 保 険)	2,659	(収 入 保 険)	—
(事 務 取 扱 費 財 源)	803		
前 年 度 繰 越 資 金 受 入	17,329	農 業 共 済 組 合 連 合 会 等 交 付 金	40,192
(農 作 物)	—	(農 作 物)	1,152
(家 畜)	11,329	(家 畜)	31,616
(果 樹)	755	(果 樹)	576
(畑 作 物)	1,936	(畑 作 物)	2,766
(園 芸 施 設)	1,282	(園 芸 施 設)	1,497
(収 入 保 険)	2,026	(収 入 保 険)	2,583

【漁船再保険勘定】

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
漁船再保険収入	8,716	漁船再保険費及交付金	5,067
再保険料	-	漁船保険組合交付金	5,026
一般会計より受入	7,771	賠償償還及払戻金	-
前年度繰越資金受入	944	再保険金	40
積立金より受入	-	事務取扱費業務勘定へ繰入	580
雑収入	0	予備費	-
前年度剰余金受入	1,924		
合 計	10,641	合 計	5,647

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) …… 7,771百万円

(予算に計上した繰入金の額) …… 7,790百万円

(相違した理由)

業務勘定において事務取扱費を要することが予定より少なかったこと等のため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) …… 4,993百万円

(剰余金が生じた理由)

普通損害保険において保険事故が少なかったこと、漁船船主責任保険において保険事故がなかったこと等により、再保険金を要することが少なかったこと等のため。

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金4,993百万円から未経過再保険料(当年度に引き受けた再保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰り越す額：1,015百万円)、支払備金(再保険金のうち年度内の支払に至らなかった再保険金等に相当する額として繰り越す額：5百万円)を控除すると、3,972百万円の剰余が生じ、この剰余金から「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下、震災特別法という。)」第34条第2項の規定により令和2年度の一般会計の歳入に繰り入れる額1,924百万円を差し引くと、2,047百万円の残額を生じた。(決算処理後の一般会計繰戻未済金残高：13,357百万円)

この残額については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により翌年度の本勘定の歳入に繰り入れることとした。

- ・令和元年度末における積立金の残高

(積立金の残高(令和2年3月31日)) …… 5,710百万円

(積立金の目的)

漁船再保険事業を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

（積立金の水準）

積立金の水準に関しては、民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号）を参考に試算している。民間保険会社の健全性の基準を踏まえると、この水準が200%以上であることが望ましい。

ただし、本勘定においては、平成26年4月1日に施行された「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年法律第76号）による勘定統合により積立金を保有しているものの、一方で東日本大震災被害に係る再保険金の支払財源不足に充てるため、法律に基づき一般会計から財源を繰り入れ、本勘定において決算剰余金が生じた場合には、法律の規定により予算で定めるところにより繰入金額に達するまで一般会計に繰り入れることとされている。

このため、今後、一般会計繰戻未済金の解消を図った上で、必要水準まで積み立てていくこととしている。

（参考）再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）
200%に相当する支払余力総額（＝通常の予測を超える危険に対応する額）

支払余力総額（通常の予測を超える危険に対応する額）＝ 413億円（ア＋イ）

ア 一般保険リスク＝ 14億円（保険料基準リスク…船舶保険等を適用）

イ 巨大災害リスク＝ 399億円（保険種類毎の直近の保険金額を基に、過去最大の危険率、政府の再保険責任割合等により算出）

①普通損害保険＝ 379億円

②漁船船主責任保険＝ 18億円

③漁船積荷保険＝ 2億円

※ 単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

・ その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

（保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等）

・ 保険料率の算定根拠

「漁船損害等補償法」第113条の4第2項により、農林水産大臣が定める保険料率とされている。

また、農林水産大臣が再保険料率を定める際には、過去20年間の危険率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

・ 保険料率を見直す仕組み

概ね3年毎に定期的に危険率の見直しを行い、必要に応じて再保険料率を改定することとしている。

【漁業共済保険勘定】

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
漁業共済保険収入	11,701	漁業共済保険費及交付金	9,390
保険料	-	漁業共済組合連合会交付金	5,164
一般会計より受入	9,629	賠償償還及払戻金	-
前年度繰越資金受入	2,072	保険金	4,225
雑収入	0	事務取扱費業務勘定へ繰入	98
		予備費	-
合 計	11,701	合 計	9,489

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) …… 9,629百万円

(予算に計上した繰入金の額) …… 10,075百万円

(相違した理由)

業務勘定において事務取扱費を要することが予定より少なかったこと等のため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) …… 2,212百万円

(剰余金が生じた理由)

特定養殖共済の純共済掛金率が予定を下回ったこと等により、漁業共済組合連合会交付金を要することが少なかったこと等のため

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金2,212百万円から未経過保険料(当年度に引き受けた保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰り越す額：1,946百万円)、支払備金(保険金のうち年度内の支払に至らなかった保険金等に相当する額として繰り越す額4,450百万円)を差し引くと4,183百万円の不足を生じた。

このため、歳計剰余金2,212百万円のうち、未経過保険料に1,946百万円を、支払備金に266百万円を充当することとした。

この不足金は、補足すべき積立金がないのでこのまま決算を結了した。

(参考：一般会計繰戻未済金残高：25,385百万円)

- ・令和元年度末における積立金の残高

(積立金の残高(令和2年3月31日)) …… -

(令和元年度決算により積立金から補足すべき額) …… 4,183百万円

(積立金の目的)

漁業共済保険事業を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

積立金の水準に関しては、民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算している。民間保険会社の健全性の基準を踏まえると、この水準が200%以上であることが望ましい。

ただし、本勘定においては、これまでも赤潮の異常発生や台風等自然災害により財源不足となり複数回一般会計より財源繰入を受けている上に、東日本大震災時にも震災援助法に基づき一般会計より財源繰入を受けており、本勘定において決算剰余金が生じた場合には、繰入金額に達するまで一般会計に繰り入れることとされている。

このため、今後、一般会計繰戻未済金の解消を図った上で、必要水準まで積み立てていくこととしている。

(参考) 再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)
200%に相当する支払余力総額(=通常の予測を超える危険に対応する額)

支払余力総額(通常の予測を超える危険に対応する額) = 304億円(ア+イ)

ア 一般保険リスク = 15億円(保険料基準リスク…その他の保険を適用)

イ 巨大災害リスク = 288億円(共済種類・保険区分毎の直近の引受共済金額を基に、過去最大の危険率、政府の保険責任割合等により算出)

①漁獲共済 = 91億円

②養殖共済 = 101億円

③特定養殖共済 = 48億円

④漁業施設共済 = 48億円

※ 単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

・共済掛金率の算定根拠

「漁業災害補償法」第112条第1項の規定により、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下回らない範囲で漁業共済組合が共済規程で定めることとされている。

また、農林水産大臣が基準共済掛金率を定める際には、過去10年間の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

・共済掛金率を見直す仕組み

概ね3年毎に定期的に被害率の見直しを行い、必要に応じて基準共済掛金率を改定することとしている。

【業務勘定】

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
他 勘 定 よ り 受 入	10,732	事 務 取 扱 費	10,779
雑 収 入	47	予 備 費	—
合 計	10,779	合 計	10,779

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) —

【国営土地改良事業勘定】

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
一 般 会 計 より 受 入	10,412	土 地 改 良 事 業 費	10,478
土地改良事業費負担金収入	12,803	北海道土地改良事業費	—
		離島土地改良事業費	—
借 入 金	1,889	土地改良事業工事諸費	1,777
雑 収 入	15	土地改良事業費負担金	5,624
前年度剰余金受入	918	等収入一般会計へ繰入	
		国債整理基金特別会計へ繰入	6,681
		予 備 費	—
合 計	26,038	合 計	24,561

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) …………… 10,412百万円

(予算に計上した繰入金の額) …………… 11,396百万円

(相違した理由)

事業計画の変更により、翌年度への繰越工事があったこと等のため。

- ・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

・(借入金の額) …………… 1,889百万円

(予算に計上した借入金の額) …………… 2,200百万円

(相違した理由)

事業計画の変更により、翌年度への繰越工事があったこと等のため。

・(公債発行収入金の額) …………… —

・(証券発行収入金の額) …………… —

・ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 1,476百万円

(剰余金が生じた理由)

各地区毎の執行見込額に基づき歳出の財源を確保したにもかかわらず、事業費が繰越となったことが主な要因である。

(剰余金の処理の方法)

国営土地改良事業勘定に生じた剰余金については、「特別会計に関する法律」附則第67条第3項において読み替えられた「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により同勘定の翌年度の歳入に繰り入れた上で、翌年度以降の事業費等の財源に充てることとしている。

食料安定供給特別会計の決算に関するお問い合わせ先		
農林水産省(代表)03-3502-8111		
(農業経営安定勘定)		
政策統括官付総務・経営安定対策参事官	(内線)	5155
付経営安定対策室特別会計決算係		
(食糧管理勘定)		
政策統括官付総務・経営安定対策参事官	(内線)	4979
付会計室決算第1係		
(農業再保険勘定)		
経営局保険課決算係	(内線)	5270
(漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定)		
水産庁漁業保険管理官経理第2係	(内線)	6639
(業務勘定)		
大臣官房予算課特別会計第1係	(内線)	3348
(国営土地改良事業勘定)		
農村振興局総務課特別会計第1係	(内線)	5407